約

回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び の租税

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグア

イ東方共和国との間の条約

日本国及びウルグアイ東方共和国は、

両国 間の経済関係の一 層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、 脱税又は租税回避を通じた非課税又は 租税の軽減 (第三国の居住者の 間 接的

な利益 のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの。 仕 |組み

を通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意

図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、 一方又は双方の締約 国の居住者である者について適用する。

2 この条約の適用上、 いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上

の締 じて取得される所得は、 存在しないものとして取 る限りにお 約 国 目が当該 いて、 当 該 方 7の締: 一方の締約国 り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組 約 方の締約 国 \mathcal{O} 居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならな の居住者の所得とみなす。 国における課税上当該 一方の締約国 この2の規定は、 の居住者の所得として取り扱わ **(**) かなる場合にも、 みを通 一 方 れ

第二条 対象となる租税

\ \ \

1 税 この条約は、 (課税方法のい 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租 かんを問わない。)について適用する。

2 れる。 金又は給料 総所得又は所得の要素に対する全ての租税 の総額に対する租税及び資産 の価値の上昇に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とさ (財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、 企業が支払う賃

- 3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。
- (a) 日本国においては、

4

- (i) 所得税
- (iii) (ii) 法人税 復興特別所得税
- (iv) 地方法人税

(v)住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) (i) ウルグアイにおいては、 事業所得税

(ii) 個人所得税

(iii) 非居住者所得税

(iv)社会保障支援税

(以下「ウルグアイの租税」という。)

この条約は、 現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であっ

て、 る当局は、 現 行 \mathcal{O} 各締約 租税と同一であるもの又は実質的 国 の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。 に類似するものについても、 適用する。 両締約国 の権 限 \mathcal{O} あ

第三条 一般的定義

- 1 この条約の適用上、 文脈により別に解釈すべき場合を除くほ か、
- (a) 権利を有し、 領域 「日本国」 (領海を含む。)及びその領海の外側に位置する区域であって、 かつ、 とは、 日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域 地理的意味で用いる場合には、 日本国 \mathcal{O} 租税に関する法令が施行されている全ての 日本国が国際法に基づいて主権的 (海底及びその下を含む。)

をいう。

- (b) 共 びに国際法及びウルグアイ東方共 下にある海域であってウルグアイ東方共和国 和国の領域であってウルグアイ東方共和国 「ウルグアイ」とは、ウルグアイ東方共和国をいい、 和国 の法令に基づくウルグアイ東方共和国 の租税に関する法令が適用され $\overline{\mathcal{O}}$ 租税に関する法令が適用されるもの(上空を含む。) 地理的意味で用いる場合には、ウルグアイ東方 $\overline{\mathcal{O}}$ るもの 主権的権利又は管轄権 をいう。 並 \mathcal{O}
- (c) 「一方の締約国」 及び 「他方の締約国」 とは、 文脈により、 日本国又はウルグアイをいう。

- d 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (e) 「法人」とは、 法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をい

う。

- f 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」 とは、 それぞれ一方の締約国 「の居住者が営む企

業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

- (h) お に おける運送を除く。 () 国 てのみ運用され、 際運 輸 とは、)をい か 船舶又は航空機による運送 つ、 *'*う。 当該船舶又は航空機を運用する企業が当該 (当該船舶又は航空機が 方の締 一方の締約 約国 国 一の企業でない場合 丙 \mathcal{O} 地 点 \mathcal{O} 間に
- (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
- (i) 日本 国においては、 財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (ii) ウルグアイにおいては、 経済財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

- (i) 当 該 方の締 約 国の国籍又は市民権を有する全ての 個 人
- (ii) 当該 方の締? 約 国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、 組合又

は団 体

- (k) 事 <u>,</u> 業 には、 自由職業その他 の独立の性格を有する活動を含む。
- (1)方の締: 約国 \mathcal{O} 「公認の年金基金」 とは、 当該一 方の締約国 の法令に基づいて設立される団体又は仕

組 みであって、 当該一方の締約国 の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、

か

- つ、 次のíj又はíjjの規定に該当するものをいう。
- (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類す

又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであっ

て、 当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるも

0

る報酬を管理し、

(ii) して設立され、かつ、 専ら又は主として、 当該 運営される団体又は仕組み 方 の締 約国 \mathcal{O} 他 の公認の年金基金の利益のために投資することを目的と

仕 関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、 該当することとなる場合には、 の下にお 組みの全ての資産及び所得は、 方の締 いて独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(i)の規定に基づい 約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、 当該団体又は仕組みは、 他の者ではなく、 当該独立した者によって保有される資産及び この条約の適用上、 当該一方の締約 当該一方の締 国 かつ、 て公認 一の租税に関する法令 当該団 約 \mathcal{O} 年 国 金基金に 0 取得さ 位又は 租 一税に

2 税 V) て当該用 に関する法令に 莂 に解 方の締約国によるこの条約 釈すべき場合を除くほ 語がその 適 おける当該用語 用 の時 点で有する意義を有するものとする。 か、 の適用に際しては、 の意義は、 この条約 当該一方の締約国 の適用を受ける租税に関して当該一方の締約 この条約において定義されていない用 の他 当該 の法令における当該用語の意義に優先 方の締約 国に お į, 語は、 国 て適用され \mathcal{O} 法令に 文脈 派によ る租 お 1

れ

る所得として取り扱う。

第四条 居住者

するものとする。

1 この条約の適用上、 「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、 住所、

地方政 きものとされる者を含まない。 住者」には、 方の締約 本店又は 府 国にお 又は地方公共団体及び当該 主たる事務所の所在地、 方 いて租税を課されるべきものとされる者をい \mathcal{O} 締 約国 丙 に 源泉 設立場所、 \mathcal{O} 方の締: あ る所得につい 約国 事業 の管 の公認の年 ての ·理の場所その他これらに類する基準によって当該 み当該 V. 金基金を含む。 当 該 方の締 一方の締約 約国に ただし、 お 国 į, て租税を課されるべ 当該一方の締 方の 締約 約 玉 国 |の居 \mathcal{O}

- 2 1 の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。
- (a) な利害関係 を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居 の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (重要
- (b) を いず 者とみなす。 その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的 ń の締約 国内にも有しない場合には、 当該個人は、 その有する常用の住居が存在する締約 国 住居 一の居
- (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、

当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 権 当該個· 限のある当局は、 人が双方の締約国 合意によって当該事案を解決する。 の国民である場合又はいずれ の締 約国 の国民でもない場合には、 両締約国の

3 与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。 国を合意によって決定するよう努める。 立された場所その他関 ある当局は、 1 の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、 その者の本店又は主たる事務所の所在地、 連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約 そのような合意が その者の事業の実質的な管理の場所、 ない場合には、 その者は、 この条約に基づい 両締約国の その 者が設 権限の 7

第五条 恒久的施設

- 1 この条約 の適用上、 「恒久的施設」 とは、 事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は
- 部を行っているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- (a) 事業の管理の場所

- (b) 支店
- (c) (l 事 所
- (e) (d) 作 工 場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、(e) 作業場

採石場その他の天然資源を採取する場所

- 3 「恒久的施設」には、次のものを含む。
- (a) これらの現場、工事又は活動が六箇月を超える期間存続する場合に限る。 建築工事現場若しくは建設、 組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。 ただし、
- (b) 期間一方の締 該課税年度において開始し、 る。)を通じて行われるもの。 企業が行う役務の提供であって、使用人その他の職員 約 国内において行われる場合に限る。 又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える ただし、このような活動が、 (当該役務の提供のために採用されたものに限 単一の又は関連するプロジェクトにつき当
- (c) 個人については、 方の締約国内において当該個人が行う役務の提供。 ただし、 当該個人が、 当該課

税年度において開始し、 又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間

当該一方の締約国内に滞在する場合に限る。

4 1 か ら3までの規定にかかわらず、 次の活動を行う場合には、 「恒久的施設」に当たらないものとす

る。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物 品 三又は商品 品 の在庫を保管又は展示 のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商 品 の在庫 を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、 又は情報を収集することのみを目的として、 事業を行う一

定の場所を保有すること。

- (e) 所を保有すること。 企業のために似から似までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、 ただし、 当該活 動が準備的 又は補言 助的な性格の ものである場合に限る。 事業を行う一定の
- (f) 所を保有すること。 (a) からeまでに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、 ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は 事業を行う一定の場

補助的な性格のものである場合に限る。

5 いて、 業が当該一 業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定 企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、 4 0 次の(a)又は(b) 規定は、 定 の場所又は当該 事業を行う一 の規定に該当するときは、 定の場所を使用し、 定の場所が存在する締 当該 若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企 の場所に 定のこ 約国 内 場所については、 おいて行う事業活動又は当該企業若しくは当該 \mathcal{O} 他 の場所にお いて事業活動を行う場合に 適用しない。 ただし、 体的な業務の 当該· おお 企

(a) 企業の恒久的施設を構成すること。 この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する

部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(b) 業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該 せによる活動 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該 の全体が準備的 又は 補 助的. な性格のも 定の場所及び当該他 のではないこと。 定の場所において行う活動の組合せ又は当 の場所において行う活動 0 ī該企 組 合

1 及び 2の規定にかかわらず、 7 の規定が適用される場合を除くほか、 一方の締約国内において企業に

6

当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。 代わって行動する者が、 なるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされない において、これらの契約が次の(3)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、 重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合 その者の活動が、 4に規定する活動であって、 そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、 事業を行う一定の場所 (5の規定が適用されることと 当該企業は、その者が 又は当該企業によって ただ

(a) 当該企業の名において締結される契約

こととなるもののみである場合は、この限りでない。

- (b) るための契約 当該企業が所有 Ĺ 又は使用の権利を有する財産について、 所有権を移転 Ĺ 又は使用の権利を与え
- (c) 当該企業による役務の提供のための契約
- 7 内において独立の代理人として事業を行い、かつ、 6 の規定は、 方の締約国内にお いて他方 の締約国 当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合に [の企業に代わって行動する者が、 当該 一方の締 約国

8 て事業 に支配されているという事実のみによっては、 方 0 恒. 締 久的 約 国 施設を通じて行われるものであるか の居住者である法人が、 他方の締 いずれの一 約国 否かを問わない。 の居住者である法人若しくは他方の 方の法人も、 を行う法人を支配 他方の法人の 恒久的 締 施設とはされ 約 又はこれら 玉 丙 に お

ない。

9 分の五十パーセントを超えるもの 関連するものとする。 十パーセントを超えるもの する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持 又は当該法 方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一 人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの) いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、 (法人の場合には、 (法人の場合には、 当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当 当該法人の株式の議決権及び 一方が他方の受益に関する持 を直接若しくは間 価値の五十パー 接 セント 分の に 密接に 所有 五.

該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの) を直接若しくは間接に所有する場

合には、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

- 1 方の締約 国 の居住 者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得 (農業又は林業から生ずる
- 所得を含む。)に対しては、 当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」 とは、 当該財産が存在する締約国 の法令における不動 産の意義を有するものとする。 「不動

産に関する一 般法 の規定の適用があ る権 利 不動 産用 益権 並 びに鉱 石、 水その他の天然資源の 採取 又は 採

産

には、

V)

かなる場合にも、

不動

産に附属する財産、

農業又は林業に

用

1

られる家畜類及び設備、

不

動

取 の権利 \mathcal{O} 対価として料金 (変動 制 であるか 固定制 であるかを問わない。 を受領する権利を含む。 船舶

及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1 \mathcal{O} 規定は、 不動産 の直接使用、 賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適 用す

る。

4 方の締約国の居住者が権利(その所有者に対して他方の締約国内に存在する不動産を使用する権利を

接使用、 直接又は間接に与えるものに限る。) 賃貸その他の全ての形式による使用によって取得する所得に対しては、 を所有する場合には、 当該居住者が当該不動 当該他方の締約国 産を使用する権 に 利 お \mathcal{O} 直

5 1 3及び4の規定 は、 企業の不動産から生ずる所得についても、 適用する。

て租税を課することができる。

第七条 事業利得

1 業を行う場合には、 る。 他方の締約国内において事業を行わない限り、 おいて租税を課することができる。 方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該 方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内におい 2の規定によって当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ 当該他方の締 約国に . て 事

は、 る危険を考慮した上で、 この 企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、 条及び第二十二条の規定の適用上、 当該恒久的施設が同 各締約国において1に規定する恒久的 又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、 使用する資産及び引き受け 施設に帰 せられ る利得 か

2

独立した企業であるとしたならば、 特に当該企業の他の構成部分との取引においても、 当該恒久的施

設が取得したとみられる利得とする。

3 締約[締約国は、 それに伴い、 方の締約国が、 国において課された租税の額について適当な調整を行う。 その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、 他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、 いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によって調整 この調整に当たっては、 その利得に対して当該 両締約国 当該他方の \mathcal{O} 他方の 権 限の

4 \mathcal{O} 規定によって影響されることはな 他 0 条で別個に取 り扱わ ħ てい る所得が が企業の利得に含まれる場合には、 当該他の条の規定は、 この条

ある当局

は、

必要があるときは、

相互に協議する。

5 る。 得に対しては、 金される時に、 方の締? ただし、 約 その租税の額は、 国の企業が他 当該利得が当該他方の締 当該他方の締約国にお 方の締約 その送金される利得の額の五パーセントを超えないものとする。 国内 いて、 約国 に恒久的施設を有する場合には、 から当該他方の締約国外にある当該企業の他 当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができ 当該恒. 人的施設に帰せられる利 0 構 成部分に送

第八条 国際海上運送及び国際航空運送

- 1 該 方の締 方の締 約国に 約 玉 の企業が お いてのみ租税を課することができる。 船 舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、 当
- 2 き、 類似する租税であってウルグアイにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、 第二条の規定に ウルグアイの企業である場合には日本国 か かわらず、 方の締約国 の事業税を、 の企業は、 船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつ 日本国の企業である場合には日本 免除される。 国 一の事業税に
- 3 についても、 1及び2の規定は、 適用する。 共同計算、 共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得

第九条 関連企業

1 に ために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、 いるときは、 次 お いて、 の(3)又は(6)の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、 双方の その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件の 企業 の間に、 独立 の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、 これを当該一方の企業の利得に算入して租 商業上又は資金上 又は課され \overline{O} 関係 7

税を課することができる。

- (a) 方の締約国 の企業が他方の締約国の企業の経営、 支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約 国の企業及び他方の締約国の企業の経営、 支配又は資本に直接又は間接に参加

している場合

2

られ 約国 な考慮を払うものとし、 お 利得となったとみられる利得であるときは、 いて課された租 方の締約 た条件が の企業の利得に算入して租税を課する場合において、 国が、 独立 税 の企業の間 の額に 他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国 両 締 ついて適当な調整を行う。 約 に設けられたであろう条件であったとしたならば当該 玉 \mathcal{O} 権限 のある当局は、 当該: 他方の締 この 必要があるときは、 その算入された利得が、 約国 調整に当たっては、 は、 その利得に対して当該 相互に協議する。 の企業の利得を当該一方の締 この条約 双方の 方の 0 企業の 他 締 他 方 約 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に妥当 玉 締 間 \mathcal{O} に設け 約 企 国に 業 \mathcal{O}

第十条 配当

1 において租税を課することができる。 方の締約国 の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、 当該他方の締約国

- 2 締 約 方の締 玉 の法令に従って租税を課することができる。 約 国 の居住者である法人が支払う配当に対しては、 ただし、その 当該 租税の 一方の締 額は、 約国にお 当該配当の受益者が į١ ・ても、 当該 他
- 締 約 玉 |の居 住 者である場合には、 次のa又はbに掲げる額を超えない ものとする。
- (a) 併、 パ 0 (i) 又は ーセント。 当該 分割その他 配当の受益者が、 (近に掲げるものの十パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、 当該期間 の組 織再! の計算に当たり、 当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む百八十三日 編成の直接の結果として行われる所有の変更は、 当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合 考慮しない。 当 0 該配 期間 当の を通じ、 額 \mathcal{O} 次 五.
- (i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、 当該法人の 議決権
- (ii) 当該配当を支払う法人がウルグアイの居住者である場合には、 当該法人の資本

当該配当の額の十パーセント

(b)

その他の全ての場合には、

3 計算上控除される配当に対しては、 課することができる。 2 の規定 に か かわらず、 ただし、 配当を支払う法人が居住者である一 その租税 当該 の額は、 方の締 当該配当の受益者が他方の締約国 約国にお 1 て、 方の締約 当 該 方の 国に 締約 おける当 国 \mathcal{O} の居住者である場合に 該法 法令に従 人の 課税 って 所得の 租 税を

方の

方

 \mathcal{O}

は、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

はな

4 2及び3の規定は、 配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすもので

5 生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関 し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。 この条において、 「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利 (信用に係る債権を除く。) から

6 て、 である他方の締約国 るときは、 1 当該配 から3までの規定は、 適用しない。 当 「の支払 内において当該 の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであ この場合には、 方の締 約国 他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合に 第七条の規定を適用する。 の居住者である配当の受益者が、 当該配当を支払う法人が居住者 おお

7 方の締約国は、 全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、 方の締 約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、 当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、 これらの配当及び留保所得の 当該配当 当該他 (当

る租 締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。) に対してい 該他方の締約 税も課することができず、 国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該 また、 当該留保所得に対して租税を課することができない。 他 かな 方の

第十一条 利子

にお

いて租税を課することができる。

- 1 方の締約 国内において生じ、 他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、 当該他方の締 約国
- 2 令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約 住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。 方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、 当該一方の締約国の法 国 一 の 居
- 3 かに該当するものに対しては、 2 の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって次の向からCoまでの規定のいずれ 他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) 他 方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国 当該利子の受益者が、 当該 他 方の締約国、 当該 他 方の締約 国 の地方政府若しくは地方公共団 の地方政府若しくは地方公共 体、 当該

団体によって全面的に所有される機関である場合

(b) 保 若しくは当該他方の締約国 方 の締 証された債権、 当該利子の受益者が当該 約国 の地方政府若しくは地方公共団体、 これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関に 他方の締 約 玉 の居住者であり、 当該他方の締約国 かつ、 当該利子が当該他方の締約国、 の中央銀行若しくは当該 他方の 当該他 ょ 締 う つ 約 7 玉

- (c) 当該利子 の受益者が当該 他 一方の締: 約 国 の居住者である金融機関である場合。 ただし、 当該利子が次の
- (i) 当該 方の 締 約 国 の居住者である金融機関によって支払わ ħ る場合

(i)

文 は (ii)

の規定に該当する場合に限る。

係

る債権

に関して支払われる場合

(ii) 投資事業に対する融資 0 ため の三年以上 $\overline{\mathcal{O}}$ 期間 \mathcal{O} 債 権に 関 ĺ て支払 わ れる場合

4 受ける権 券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得であって当該所得が生ずる締約国の法令上租税 の条において、 利 の有無を問わない。)から生ずる所得、 「利子」とは、 全ての種 類 の信用に係る債権 特に、 公債、 債券又は社債から生ずる所得 (担保の有 無及び債務者の 利得の分配を (公債、 に関 債

5 て課される損害金は、 1 から3までの規定は、 この条の規定の適用上、 方の締約国 の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内 利子には該当しな

にお いて当該 他方の締 約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、 当該利子の支払 0

基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、 適用しない。 この場合に

は、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたもの

とする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の

基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担される

ものであるときは、 当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、 当該利子は、

当該恒久的 施設の存在する当該 一方の締約国内において生じたものとする。

7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、 利子の支払者と受益者との間又はその

双方と他の者との間の特別 の関係によって、 当該利子の額が、 その関係がないとしたならば当該支払者及

定に妥当な考慮を払った上で、 び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額につ 1 てのみ適用する。この場合には、 各締約国の法令に従って租税を課することができる。 支払われた額のうちその超過する部分に対しては、 この条約 の他 の規

第十二条 使用料

国に

お

いて租税を課することができる。

- 1 方の締約国内において生じ、 他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、 当該他方の締約
- 2 法令に従って租税を課することができる。 の居住者である場合には、 方の締 約 国内において生ずる使用料に対しては、 当該使用料の額の十パー ただし、 その セントを超えないものとする。 当該一方の締約国においても、 租 税の 額は、 当該使用料の受益者が 当該一方の締 他 方の 締 約国 約 国 0
- 3 型、 は学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。 放送用又はテレビジ この条において、 図面、 秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、 ョン放送用のフィルム又はテープを含む。) 「使用料」とは、 文学上、 芸術上若しくは学術上の著作物 の著作権、 特許権、 (映画 ·フィ 商標 ル 商業上若しく 権 ム及びラジオ 意匠、 模

4 に \mathcal{O} 基 お 1 因となっ いて当該 及び2の規定は、 た権利又は財 他方の締 約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、 一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締 産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、 当該使用 適用し 料 な の支払 約国内

この場合には、

第七条

の規定を適用する。

- 5 であるときは、 支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、 のとする。ただし、 使用料は、 その支払者が一 当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、 使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、 方の締約国の居住者である場合には、 当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるもの 当該一方の締約国内において生じたも 当該使用料は 当該使用料を
- 6 当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。 たならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、 益者との間又はその双方と他の者との したとみられる額についてのみ適用する。 使用料の支払の基因となった使用、 間 権利又は情報について考慮した場合において、 の特別の関係によって、 この場合には、 支払われた額のうちその超過する部分に対して 当該使用料の額が、 この条の規定は、 使用料の支払者と受 その関係がない その合意

は、 この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、 各締約国の法令に従って租税を課することができ

る。

第十三条 譲渡収益

- 1 方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によっ
- て取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 方の締約 国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産 (第六条に規定

する不動産を除 の譲 渡から生ずる収 益 (当該恒 人的 施設 の譲渡又は企業全体の譲 渡 0 部としての

当該恒久的 施 設 の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、 当該: 他方の締約国におい て租税を課するこ

とができる。

- 3 舶若しくは航空機 船 舶 又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国 の運用に係る財産 (第六条に規定する不動産を除く。) の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船 の譲渡によって取得する収益に
- 対しては、 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 4 方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。) の譲渡によっ

きる。 又は 三百六十五 方の締約国 するものによって直接又は間接に構成される場合には、 て取得する収益に対しては、 同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでない。 ただし、 日 の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数の合計がその種類 の期間 当該株式又は同等の持分が公認の有価証券市場において取引される場合に \mathcal{O} いずれ 当該株式又は同等の カン の時点において、 第六条に規定する不動 持分の価 当該他_· 値の五十パーセント以上が、 方の締約 国に 産であって他方の おい て租税を課することがで 当該 締 おいて、 談譲渡に 約 国内 当 該 ※の株式 ...に存在 先立つ

5 ては、 存在するものを使用する権利を直接又は間接に与えるものに限る。)の譲渡によって取得する収益に対し 方の締約国の居住者が権利(その所有者に対して第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に 当該他方の締約国において租税を課することができる。

6 国に 1 お か いて ら5までに規定する財産以外 \mathcal{O} 4 租 税を課することができる。 の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、 譲渡者が居住者である締約

第十四条 給与所得

1

次条、 第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、 方の締約国の居住者がその勤務に

ない限り、 われる場合には、 ついて取得する給料、 当該 一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 当該勤務について取得する給料、 賃金その他これらに類する報酬に対しては、 賃金その他これらに類する報酬に対しては、 勤務が他方の締約国内において行われ 勤務が他方の締約国内におい 当該他方 · て行

の締:

約国において租税を課することができる。

- 2 膕 を課することができる。 1 に対しては、 の規定に かかわらず、 次の

 (a)から

 (c)までに

 規定する

 要件を

 満たす場合には、 方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報 当 該 方の締約国にお いての 4 租税
- (a) が当該: 当該課税年度におい 他方 の締約国 内 、て開始、 に滞在する期間 Ļ 又は終了するいずれの十二箇月の期間に が合計百八十三日を超えないこと。 おいても、 当該報酬 の受領者
- (b) 当該 報 酬 前が当該: 他 上方の締: 約 国 の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであるこ
- 3 (c) 1 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。 及び2の規定にかかわらず、 一方の締約国の居住者が、 船舶又は航空機の通常の乗組員の一員とし

る船 て、 舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、 国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務 (他方の締約国内におい 当該 ての 一方の み運 用され 約国

にお いてのみ租税を課することができる。

第十五 役員報酬

方の締約国 の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関 の構成員 への資

当該他方の締約国において租税を課すること

格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、

ができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、 映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳

音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所

得に対しては、 当該: 他方の締約国において租税を課することができる。

2 は、 芸能人又は運動家としての個 当該所得に対しては、 第十四条の規定にかかわらず、 人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合に 当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国

締

において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに

類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1 (a) 一方の締約国又は 一方の締約国 の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、

れる給料、 賃金その他これらに類する報酬に対しては、 当該一方の締約国におい ての み租税を課する

ことができる。

個

人に対して、

当 該

一方の締約国又は当該一方の締約国

の地方政府若しくは地方公共団体によって支払

(b) もっとも、 当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、 当該個人が次の①又は⑪の

規定に該当する当該他方の締約国 の居住者であるときは、その給料、 賃金その他これらに類する報酬に

対しては、 当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

- (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でない
- 2 (a) は 供される役務について、個人に対して、 しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 は地方公共団体によって支払われ、 地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提 又は当該一 当該一 方の締約国若しくは当該 方の締約国若しくは当該 方の: 方の締約国の 締 約国 \mathcal{O} 地方政府若しく 地方政府若しく に対
- (b) は、 とができる。 もっとも、 当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、 当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合に 当該他方の締約国においてのみ租税を課するこ
- 3 について支払われる給料、 方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務 賃金、 退職年金その他これらに類する報酬については、 第十四条から前条まで

第十九条 学生

の規定を適用する。

方 にお 玉 のために受け取る給付 の締約国内に の居住者であるもの又はその滞在の 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締 いては、 租税を課することができない。 お いて最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間につい (当該一方の締約国外から支払われるものに限る。) に対しては、 直前に他 約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、 事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、 方の締約 玉 の居住者であったものがその生計、 てのみ適用する。 当該 現に他方の締約 教育又 方の: 当 該 締 は 約 訓 国 練

第二十条 匿名組合

方の締: の締 者である匿名組合員が取得する所得に対しては、 この 約 条約 約国 国に の他 おけるその支払者 の法令に従って租税を課することができる。 !の規定 に かかわらず、 の課税所得 匿名組合契約その他これに類する契約に関連して一方 の計算・ 上控除される場合には、 当該所得が 他方の締約国内に 当該: 他 方の おいて生じ、 締約 国に 0 お カゝ 7 つ、 締 約 当 国 当該: 該 \mathcal{O} 居住 他 他 方

第二十一条 その他の所得

1 対しては、 方の締 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 約 国 の居住者が受益者である所得 (源泉地を問わない。) であって前各条に規定がないものに

2 1 の規定は、 一方の締約国 の居住者である所得 (第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)

三四四

おいて、 の受益者が 当該 他 所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであ 方の締約国内にお いて当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合に

るときは、 当該所得については、 適用 しない。 この場合には、 第七条の規定を適用する。

のであって前各条に規定がない ものに対しては、 当該他方の締約国においても租税を課することができ

一方の締約国の居住者の所得のうち、

他方の締約国内において生ずるも

る。

3

1及び2の規定にかかわらず、

第二十二条 二重課税の除去

1 日本国においては、二重課税は、次の方法によって除去される。

に従 住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。 ウルグアイ内において取得する場合には、 日 本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国 日本国 の居住者がこの条約 の規定に従ってウルグアイにおいて租税を課することができる所得を 当該所得について納付されるウルグアイの ただし、その控除の額は、 日 本国 租税 $\overline{\mathcal{O}}$ \bigcirc 額は、 租 の法令の 一税の 当該居 額のう 規定

ち当該所得に対応する額を超えないものとする。

- 2 ウルグアイにおいては、二重課税は、 次の方法によって除去される。
- (a) グアイの租 0 た所得を取得するものは、ウルグアイの法令の関連する規定に従い、当該所得について納付されるウル 額は、 ウルグアイの居住者であって日本国の法令及びこの条約の規定に従って日本国において租税を課され 当該控除が 税の額から日本国において納付された租税の額を控除することができる。ただし、その控除 行われる前に算定されたウルグアイの租税の額のうち、 当該所得に対する部分を超
- (b) は、 される場合にお ウルグアイの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってウルグアイにおい その免除された所得を考慮に入れることができる。 7 、ても、 ウル グアイは、 当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たって 、て租税が が免除

え

ないものとする。

第二十三条 無差別待遇

1 あるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることが 方の締 約 国 の国民 は、 他方の締約国において、 租税又はこれに関連する要件であって、 特に居住者で

- ある租税若しくはこれに関連する要件以外の 1 0 規定は、 第一 条の規定にかかわらず、 いずれ もの又はこれらよりも重い の締 約国 の居住者でもない者につい ものを課されることはない。 ても、 適 用する。 この
- 2 この2の規定は、 て、 方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、 方の 同 様 の活 締 約国 動を行う当該他方の締約国 0 一方の締約国に対して、 企 一業がは 他 方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、 の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。 家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該 救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義 当 該 他方の 締 約国 に お
- 3 得の算定に当たり、 するものとする。 の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国 第九条1、第十一条7又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国 当該一 方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様 $\overline{\mathcal{O}}$ 企業の の条件で控除 の企業が他方 課税利

務付けるものと解してはならない。

4 直接又は間接に所有され、 方の締 約 国の企業であってその資本の全部又は 又は支配されているものは、 部が 当該一方の締約国において、 他方の締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 一又は二以上の居住者によって 租税又はこれに関連

税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。 する要件であって、 当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租

5 この条のいかなる規定も、 いずれかの締約国が第七条5に規定する租税を課することを妨げるものと解

してはならない。

6 公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。 この条の規定は、 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方

第二十四条 相互協議手続

1 に適合しない いずれかの締 ととなると認める者は、 方又は双方の締約国 課税に係る措置 約国 の権限のある当局に対して申立てをすることができる。 その事案につき、 の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けるこ の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。 当該一 方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別 当該申立ては、 この 条約 0 規定 に、

2 すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、 当該申立てを正当と認めるが自ら満足 他方の

締約 約国 の法令上 国の権限 のいかなる期間 のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。 制限にもかかわらず、 実施されなければならない。 成立した全ての合意は、 両締

3 除去するため、 決するよう努める。 両締 約 国 |の権限 相互に協議することができる。 のある当局は、 両締約国 の権限の この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解 ある当局は、 また、 この条約に定めのない場合における二重課税を

4 約国 できる 両締約国 の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。)が の権限のある当局は、 2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること (両締

5回 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案につい 1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当局に提供された日から二年以内 ための合意に達することができない場合において、 当該事案に対処するために両締約国 に、 2の規定に従い の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約 · 両締約国 の権限のある当局が当該事案を解決する 国 \mathcal{O} 権限 \mathcal{O} ある

施され 項は、 該仲裁決定は 当該者が書面により要請 を受ける者が、 が既に決定を行った場合には、 仲 なけ 裁に付託される。 ればなら 両締; 仲裁決定を実施する両締 約 な 国を拘束するものとし、 ただし、 両締約国 カ 当該. つ、 当該未解 両締 未解決の事項 の権 約国 約国 限の の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほ 決の事項につい の権限のある当局が合意するときは、 ある当局 両締: は、 約 仲裁に付託されない。 国の法令上のいかなる期間 は、 ک ていずれか 0 5 0 規定の実施方法を合意によって定め の締 約国 当該事案によって直接に影 -の 裁 制限にもか 当該事案の未解決の事 判所又は行政 カン わらず、 審判 か、 当 実 響 所

第二十五条 情報の交換

る。

1 び第二条の規定による制限を受け は 規定に反しな 地 両 方公共団 締 約 玉 \mathcal{O} 体が 権限 い場合に限る。 課する全ての \mathcal{O} あ る当 局 は、 種 0 ک ない 運 類 の条約 用若しく \mathcal{O} 租 税 の規定 に 関す は 執行に関連する情報を交換する。 る両 の実施又は両締約 締 約 玉 \mathcal{O} 法令 国若しくは両 当 該 法令に基づく課 締 情報の交換は、 約 国 \mathcal{O} 税が 地方 .. の 政 第 府若しく 条約 条及 0

1 0 規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、 当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した

2

情報と同 提供した他方の締約国 た情報は、 決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、 な目的のためにのみ使用する。 行若しくは訴追、 (裁判所及び行政機関を含む。 様に秘密として取り扱うものとし、 両締約日 国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、 当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は [の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用する)に対してのみ開示される。 これらの者又は当局 1に規定する租税の賦課若しくは徴収、 は、 当該情報を公開 これらの者又は当局は、 の法廷における審理又は司 方の締 当該 当該情報をそのよう 租 約 税に関する執 当該情報を 国が 受領 法上 $\overline{\mathcal{O}}$

四〇

3 してはならな 1及び2の規定は、 いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解

ことができる。

(b) (a) 当該 当 該 方 方 の締 の締約国 約 国 又は 又は 他 他 方の締約国 方 の締 約国 の法令の下において又は行政の通常の運営において入手すること の法令及び行政上 の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

ができない情報を提供すること。

- (c) る情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。 営業上、 事業上、 産業上、 商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとな
- 4 ては 目的 文に規定する義務は、 己の課税目的のために必要でないときであっても、 方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、 のために必要でないことのみを理由として、 3に定める制限に従うが、 締約国が情報の提供を拒否することを認めるもの その制限は、 当該情報を入手するために必要な手段を用いる。 いかなる場合にも、 他方の締約国は、 当該情報が自己の 当該情報が自 と解し 課税 第一
- 5 供を拒否することを認めるものと解してはならない。 くは受託者が有する情報又はある者 3 の規定は、 () かなる場合にも、 提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、 の所有に関する情報であることのみを理由として、 名義人、 締約国 [が情] 代理人若し 設報の提

ならな

第二十六条 租税の徴収における支援

1 制限を受けない。 両締約国は、 租税債権の徴収について相互に支援を行う。 両締約国 の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることがで この支援は、第一条及び第二条の規定による

きる。

2 この条において、 「租税債権」とは、 次に掲げる租税 (その課税がこの条約又は両締約国が当事 国と

の額並びに当該租税の額に関する利子、

行政上の

金

銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

なっている他の取極の規定に反しない場合に限る。

- (a) 日本国においては、
- (i) 第二条3(a)i)からi)までに掲げる租税
- (ii) 復興特別法人税
- (ii) 消費税
- (iv) 地方消費税
- (v) 相続税
- (vi) 贈与税
- (b) ウルグアイにおいては、
- (i) 第二条3(b)に掲げる租税

- (ii) 消費税
- (iii) 財産税
- (d) (c) その他 (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日 の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの の後に課される租税で
- あ って、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するも
- 3 約国 権限 満たす当該 づいて当該 ものとする。 のあ その徴収における支援の要請 方の \mathcal{O} 租 締約国 税 る当局 の執行 他 租 当該 方のは 税債 0 \mathcal{O} 要請 締 権 及び徴収について適用される当該他方の締約 租 租 約 税債権は、 の徴収を停止させることができない場合には、 税債権が当該 記に基 玉 \mathcal{O} 租税債権であるとした場合と同 づいて、 この の時に 3 他方 方の締 の規定に基づいて当該 の締約 おいて当該租税債権を負担する者が当該一 .約国の法令に基づいて執行することができるものであ 国 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} 様に、 ある当局 他方の締 国 当該: の法令に従って徴収される。 当該 によって徴収 他 約 方の 租 国 が 税 締約 要請することができる条件を 債 権 は、は、 国により、 0 方の締約 ために引き受けられ 当 該 当該 方の 国 の法令に 締 他 り、 方 約 0 国 締 <u>某</u> カ る 0
- 方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約

4

租税債権について、 1 を有する場合であっても、 のとする。 る当局 国が保全 て執行することができない の要請 一の措 当該 に基づいて、 置をとることができるも 他 方 当該他 \mathcal{O} 海約1 当 他方の締 国 方の締約 該 t は、 租 のである場合又は当該 税 その保全の措置をとる時 国 債 約 の法令に従って当該保全の措置をとる。 権 玉 のである場合には、 が当該 の権 限 他 のある当局 方の 締 租 約 税 当該 に 玉 債権を負担する者がその によって保全の措 \mathcal{O} お į١ 租 租 て当該 税 税 債 債権であるとした場合と同 権 紅稅債 は、 置の 当該 権 ため が 方の締 徴 当 収を停止 該 に引き受けら 方 約 \mathcal{O} 玉 様に、 締 させる権利 \mathcal{O} 約 権 れ 玉 限 当 に るも \mathcal{O} 該 お あ

5 によ 優先 権 で租税債権であるとの理由 ある当局によって引き受けられた租税債権は、 3 及び に ついて適用される優先権を有するも って引き受けられ 権を与えられない。 4の規定にかかわらず、 た租 3 又 は 税債 によって適用される時効の対象とされず、また、 権 4に規定する徴収 は、 3 又 は 当該 <u>0</u> 4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国 で 方の は 当該一方の締約国において、 な 締 又は保全 約 国 に お の措置の 1 て、 他方 ために 0 締 方の締 当該一方の締 その 約 国 理由 の法令の 約 玉 によって適用される \mathcal{O} 約 下で当該 権 限 国 0 0 あ $\overline{\mathcal{O}}$ 法 令の 権 る当局 租 限 税 下 債 \mathcal{O}

3 又は 4に規定する徴収又は保全の措置 のために一 方の締約 国 |の権限 のある当局によって引き受けられ

6

締約 た租 果を有することとなる場合には、 たならば当該 税債 玉 0 権限 権 の徴収 のある当局 他 方 \mathcal{O} に当たって当該一方の締約 締 約 は、 玉 の法令に従 当該措置をとったことについて当該他 当該: い当該 他 方の 締約[租税債権 国がとった措置は、 国 の法令の下におい につい て適 当該措置 用される時 方の て同様 締約 置が 国 他 の効果を有する。 効を停止 方の締 「の権限のある当局に Ļ 約国によってとられ 又は 当 該 中断 でする効 通 方 知す \mathcal{O}

7 政 機 関 方 0 に提起され 締 約 国 \mathcal{O} 租 な 税債 権 \mathcal{O} 存在、 有効性又は金額に関する争訟 の手続は、 他方の 締約国 0 裁 判所 又は行

る。

8 債権 その事実を速やかに通 くなった場合には、 を徴 る当局は、 方 \mathcal{O} 収 締 約 Ļ 玉 当 \mathcal{O} 該 権 当 限 該 知 方 0 し、 あ \mathcal{O} 方 締 る当局で 当該 の締 約 玉 約 が 他 に送金するま . 3 又 は 又は 方 玉 \mathcal{O} 0 締 権 約 限 4 の規 0 玉 \mathcal{O} あ で る当局 権 0 定に基づい 限 間 に、 0 あ は、 る当 当該 て要請 当 局 該 租 \mathcal{O} 他 税 選択 した後、 債 方 \mathcal{O} 権 によ 締 が 約 次 り、 他 玉 \mathcal{O} 方 \mathcal{O} (a) \tilde{O} 当該 権 又は 限 締 (b) 約国 \mathcal{O} 方 あ \mathcal{O} る当局 0 が 規定に該 締 関 連す 約 に 国 対 当し る租 \mathcal{O} 権 L 限 な 7 税

(a) 3 の規定に基づく要請については、 当該租税債権が、 当該一方の締約国の法令に基づいて執行するこ

 \mathcal{O}

あ

その要請を停止

Ļ

撤

回

「する。

とができるものであり、 かつ、 当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租

税債権 の徴収を停止させることができないものであること。

(b) を確保するために保全の措置をとることができるものであること。 4の規定に基づく要請については、 当該租税債権が、 当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収

9 この条の規定は、 いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解し

てはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっ

ていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支

援を行うこと。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のい かなる規定も、 国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員

の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 特典を受ける権利

1 (a) (i) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、 当該一方の締約国において当

該所得が 両締: 約国 以外 の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取

り扱われ、かつ、

(ii) 当該 方の締約国 にお いて当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合にお

て、

両締約| 国以外の国又は地 域において当該所得に対して課される租 税の額が、 当該恒 人的: 施設が当 該 一方

 \mathcal{O} 締 約 国内 に存在したならば当該一 方の締: 約国において当該所得に対して課されたであろう租税 \mathcal{O} 額 \mathcal{O}

六十パーセントに満たないときは、 当該所得について、 この条約に基づく特典は、 与えられない。 この

場合には、 この 1 の規定が適用される所得に対しては、 この条約の他の規定にかかわらず、 当該他方の

締約国の法令に従って租税を課することができる。

- (b) 業 は、 会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。 の活 (a)の規定は、 企業が動 から生じ、 自己 (a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒 の勘定のために投資を行い、 又は当該活動に付随するものである場合には、 管理し、 又は単に保有するもの)を含まない。 適用 しない。 久的施設を通じて行わ (銀行が行う銀行業) ただし、 当該. 事 れ 業に 保険 る事
- (c) な 居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国 とが正当であると判断するときは、 が 否する前 (a) 及び(b) い場合においても、 方 の締 に、 約国 の要件を満たさなかった理由 当該 の居住者が取得する所得について国の規定に基づい 方の締約国の権限のある当局と協議する。 他方の締約 国 当該所得について当該特典を与えることができる。一 |の権限 (例えば、損失の存在) のある当局は、 の権限のある当局は、 当該居住者からの要請に応じて、 を考慮した上で、 てこの条約に基づく特典が与えられ 当該要請を認め、 当該特典を与えるこ 方の締 当該居住 又は拒 約国 \mathcal{O}
- 2 受けることが当該 断することが妥当である場合には、 この 条約 の他の規定 ·特典· にか を直接又は間接に得ることとなる仕組 かわらず、 そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連す 全ての関連する事実及び状況を考慮して、 み又は取引の主たる目的 この条約に基づく特典を の一つであっ たと判

る規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、 その所得については、 当該特典は、 与えられ

ない。

第二十九条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外

交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次の租税について適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、 この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開

始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づか ないで課される租税に関しては、 この条約が効力を生ずる年の翌年の一 月 一 日以後

に課される租税

3 2 の規定にかかわらず、 第二十五条及び第二十六条の規定は、 これらの規定の対象となる租税が課され

る日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

第三十条 終了

条約 合には、 通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、 この条約 の効力発生 この条約は、 は、 の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の 方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。 次の租税について適用されなくなる。 この条約を終了させることができる。 いずれの一方の締 約 国 この場 経路を この

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、 当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始す

る各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課

される租税

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

一千十九年九月十三日にモンテビデオで、ひとしく正文である日本語、 スペイン語及び英語により本書二

通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

真銅竜日郎

ウルグアイ東方共和国のために

議定書

所得に対する租税に関する二重課税 の除去並 びに脱税及び租税回 避 の防 止 のため の日本国とウルグアイ東

方共和[国との間 の条約 (以 下 「条約」という。 の署名に当たり、 日本国及びウルグアイ東方共和国 は、

条

約の不 可分の 部を成す次の規定を協定した。

1

条約第十一

条3cの規定に関し、

「金融機関」とは、

次のものをいう。

(a)

日本国 の法令に基づいて設立され、 かつ、規制される者であって次の心からいまでの規定のいずれか

に該当するもの

(i) 銀行

(ii) 保険会社

(iii) 証券会社

(iv)(i) から 証までに掲げる者以外の企業であって、当該利子の支払が行われる課税年度に先立つ三課税

年度において、 その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利

子預金から成り、 かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が条約第五条9の規定に従って当該

企業と密接に関連しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(b) 則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。)の対象となる者 ウルグアイの法律第一万五千三百二十二号(千九百八十二年九月十七日)第一条の規定(その一般原

2 九十八年一月七日)の規定 条約第十一条30回の規定に関し、 (その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。) の 「投資事業」とは、ウルグアイの法律第一万六千九百六号(千九百

3 条約第十三条4 の規定に関し、 「公認の有価証券市場」 とは、 次の有価 証 券市場をいう。

対象となる事業をいう。

(a) いず n か の締約国 の法令に基づいて設立され、 カン つ、 規制され る有 価 証 券市

(b) 両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

4 八十九年九月四日) のを含む。)に定めるウルグアイの居住者である法人の管理理事会又は監督理事会を含むことが了解され 条約第十五 条の規定に関し、 第三百九十七条の規定(その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のも 「これに類する機関」には、 ウルグアイの法律第一万六千六十号 (千九百

る。

5 第四十八号) 条約第二十条の規定に関し、 第二編第四章 の規定 日本国については、 (その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含 「匿名組合」とは、 日本国 |の商法 (明治三十二年法律

五四

6 条約第二十四条5の規定に関し、

む。)に規定する匿名組合をいうことが了解される。

- (a) (i) 係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が において「相互協議手続」という。)を停止した場合には、同条5bに規定する期間は、 2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続 ることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、条約第二十四条1及び 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であ (以下この6 当該事案に 取 ŋ
- (ii) て合意した場合には、 事案の申立てをした者及び一方の締約 条約第二十四条5份に規定する期間は、 国 |の権限 のある当局が、 当該相互協議手続の停止が解除される 相互協議手続を停止することについ

下げられるまで、

進行を停止する。

まで、進行を停止する。

(iii) 締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて れた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等し 両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、 事案によって直接に影響を受ける者が条約第二十四条5份に規定する期間の開始の後にいずれかの その要請された情報の提出 い期間延長する。 の期限とさ

- (b)(i) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。
- (aa) あ る仲裁・ 仲裁 のための委員会は、 人によって構成され 国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個 . る。
- (bb) れ 人は、 の締 各締 約国 約国の国民又は居住者でもあってはならない。 仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。 の権限のある当局 は、 一人の仲裁人を任命する。 このようにして任命された二人の仲裁 仲裁のための委員会の長は、 7 ず
- (cc)務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければなら 仲裁人は、 それぞれ、 任命を受諾する時において、 両締約国の権限のある当局、 税務当局及び財

ず、かつ、これらの者から独立していなければならず、 裁手続に関して仲裁 平性及び独立性を維持しなければならず、 人が公平であり、 かつ、 並びに当該仲 独立しているという外観を損なうおそれのある行為を 当該事案に係る仲裁手続を通じて、 .裁手続の後の妥当な期間において、 当該: その公 仲

行って

はならない。

- (ii) を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。 条2及び 両締; 約 両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報 国 |の権限 のある当局は、 仲裁人及びその職員が、 仲裁手続の実施に先立って、条約第二十五
- (iii) は、 令の適用上、仲裁人及びその職員 る情報は、 又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締 ために必要な範囲に限る。) 条約第二十四条及び第二十五条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法 情報 (当該候補者については、 条約第二十五条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。 の開示を受けることができる者又は当局とみなす。 (仲裁人一人について三人までに限る。) 並びに仲裁人の候補者 当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認する 約国 |の権限 のある当局が仲裁のための委員会から受領す 仲裁のための 委員会

- (c)i 仲裁決定は、最終的な決定とする。
- (ii) 場合には、 たものとする。 れなかったものとし、 仲裁決定は、 両締? 7) 約国を拘束しない。 ずれ 仲裁手続 か の締約国 の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる この場合には、 条約第二十四条5に規定する仲裁の要請は、 行われなかっ 行わ
- (ii) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
- (d) (i) け 1 入 事案によって直接に影響を受ける者が、 れ な い場合には、 当該事案に うい て、 両締約 仲裁決定を実施する両締 国 |の権限 \mathcal{O} ある当局による更なる検討 約国 の権限の ある当局 は、は、 の合意を受 行われな
- (ii) 政審 権限 1 場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を 事案によって直接に影響を受けるいずれか のあ 判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げな る当局 の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、 の者が、 当該事案に係る仲裁決定を実施する両締 裁 判所若しくは行 約国 $\overline{\mathcal{O}}$

終了させない場合には、 当該合意は、 当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられ

なかったものとする。

- (e) 場合には、 定を両締 条約第二十四条及びこの6の規定の適用上、 約 当該事案に関する相互協議手続及び仲裁手続は、 国 [の権] 限 のある当局に送付するまでの間に、 仲裁 の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決 次の (i) 終了する。 か いずれかに該当する
- (i) 両締約 国の権限のある当局が、 条約第二十四条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達
- (ii) 当該事案の申立てをした者が、 仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

する場合

- (iii) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国 の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合
- (f) 実 権 施に関する費用 限のある当局 各締約国 の権限のある当局は、 が別段の合意をする場合を除くほ は 両締約 国 の権限のある当局が均等に負担する。 自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。 か、 仲裁の ための委員会の長の費用その他仲裁 両締 手 約 ,続の 国 \mathcal{O}
- (g) 条約第二十四条5及びこの6の規定は、 条約第四条3の規定に該当する事案については、 適用 しな

\ \ \

(h) (i) 定 にのみ基づいて適用されるものに限る。)を含むものを締結する場合には、 ウルグアイが条約の署名の日の後に日本国以外の国又は地域との間の協定であって仲裁に関する規 (条約第二十四条1の規定に相当する当該協定の規定に基づいて事案の申立てをする者から 同条5第一文を、 当該協 の要請

(a) 1 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案につ 1の規定に従って当該者が一方の締約国 の権限のある当局に対して申立てをし、 かつ、

定の仲裁に関する規定の適用が開始される日において、次のように改める。

(b) 解決するための合意に達することができない場合において、 ある当局に提供された日から二年以内 当該事案に対処するために両締 約国 に、 [の権] 2 0) 限の ある当局が要請 規定に従い 両 ·締約 した全ての情報が両 国 |の権限 \mathcal{O} ある当局が当該 -締約 玉 \bigcirc 権限の 事案を

当該者が書面により要請するときは、 当該事案の未解決の事項は、 仲裁に付託される。

ウルグアイの権限のある当局は、 当該協定の仲裁に関する規定の適用が開始される日が確定した後

直ちに、

日本国の権限のある当局に対してその日を通知する。

五九

(ii) (i)の規定によって改正される同条5の規定は、 同条1の規定に従って事案が申し立てられる日にか

かわらず、

i)に規定する日から適用する。

- 7 弁護士その他 かにすることとなる情報を入手し、又は提供する義務を課するものと解してはならないことが了解され 条約第二十五条3の規定に関し、 の法律事務代理人とその依頼者との間で行われる次の匈又は心に規定する連絡 同条1及び2の規定は、 いかなる場合にも、 一方の締約国に対して、 の内容を明ら
- (a) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる連絡

る。

- (b) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる連絡
- 8 ものではないことが了解される。 条約中の条の見出しは、 引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、条約の解釈に影響を及ぼす

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十九年九月十三日にモンテビデオで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二

通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

眞銅竜日郎

ウルグアイ東方共和国のために

ダニロ・アストリ